

税務キヤッチ・アップ 法人税関係

「中小法人等」と「中小企業者」との違い

1 はじめに

中小企業は大企業に比べると、資本金や信用力で劣る状況である。このような中小企業を税制面でバックアップするのが軽減税率などの優遇税制である。

しかし、大企業の子会社であれば、その親会社である大企業のバックアップが受けられるため、税制面での優遇は必要ないと考えられている。

そこで優遇措置が受けられない法人はどのような法人かを、法人税法における「中小法人等」と租税特別措置法における「中小企業者」に分けて確認し、その違いを認識することにする。

2 主に法人税法における「中小法人等」とは

(1) 優遇措置が受けられる「中小法人等」

法人税法において、優遇措置の対象となる「中小法人等」とは、次のとおりである（法法57⑪、66⑥二、三）。

- ① 普通法人のうち、資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下であるもの又は資本若しくは出資を有しないもの
- ② 公益法人等又は協同組合等
- ③ 人格のない社団等

(2) 優遇税制が受けられない大企業の子会社とは

資本金の額又は出資金の額が1億円以下の普通法人であっても、次の普通法人は優遇措置が受けられる「中小法人等」から除かれる。

- ① 大企業との間に大企業による完全支配関係がある法人

- ② 完全支配関係がある複数の大企業に発行済株式等の全部を保有される法人

なお大企業とは、資本金の額又は出資金の額が5億円以上である法人をいう。

3 主に租税特別措置法における「中小企業者」とは

(1) 優遇措置が受けられる「中小企業者」

租税特別措置法において、「中小企業者」とは、次のとおり定義している（措法42の4⑧六、措令27の4⑫）。

- ① 資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人
 - ② 資本又は出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人
- #### (2) 優遇措置が受けられない大企業の子会社とは

資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人のうち、次に掲げる法人は、優遇措置が受けられる「中小企業者」から除かれる。

- ① その発行済株式又は出資の総数又は総額の2分の1以上が、同一の大規模法人の所有に属している法人
- ② 上記以外で、その発行済株式又は出資の総数又は総額の3分の2以上が、複数の大規模法人の所有に属している法人

上記の大規模法人とは、資本金の額若しくは出資金の額が1億円を超える法人又は資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が

1,000人を超える法人をいう。

4 「中小法人等」と「中小企業者」との違い

(1) 大企業・大規模法人の資本金の違い

優遇税制の対象とならない「中小法人等」の判定における大企業とは資本金が5億円以上の法人であるが、「中小企業者」の判定における大規模法人は、資本金が1億円以上の法人であり、大企業（大規模法人）の資本金に違いがある。

(2) 大企業・大規模法人の支配関係の違い

「中小法人等」の判定における大企業の支配関係は、完全支配関係であり、さらに株式を間接に所有する関係も含まれるが、「中小企業者」の判定における大規模法人の支配関係は、2分の1以上の所有関係、又は3分の2以上が、複数の大規模法人が所有する関係であり、間接的に所有する関係は含まれない。

よって大企業（大規模法人）の支配関係や間接所有関係に違いがある。

5 おわりに

上記のとおり、大会社の子会社は、税制上の優遇措置が適用できない場合が考えられるが、法人税法における「中小法人等」の判断と、租税特別措置法における「中小企業者」の判断では、大会社の資本金や支配関係の違いがあるため、慎重に確認すべきである。

（右山研究グループ
税理士 鹿志村 裕）